

## 補足資料 – 2 補助対象の設備費の考え方

Q. 「単に設備を「更新する」事業は、補助対象外となります。」とありますが、設備更新を含む事業の補助対象範囲の考え方を教えてください。

A. 設備更新を行う事業で、「その他再生可能エネルギー等に含まれるもの」を含む場合における本補助事業の補助対象の考え方は、以下の①②③です。

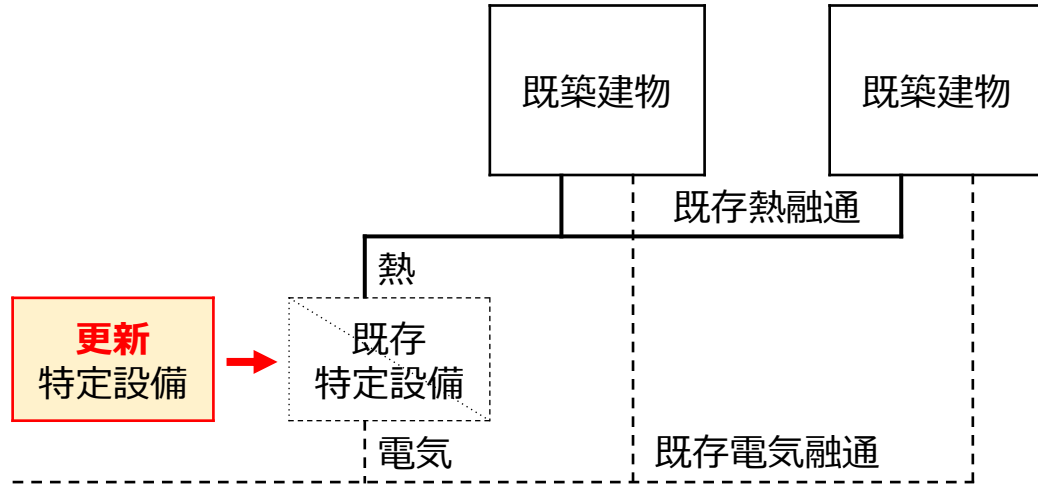
- ① 熱源、発電設備については、熱及び電気の供給量が増加した部分
- ② 融通（連系）設備（熱導管、自営線等）については、新規融通（連系）先への新設、延伸部分で（新規融通（連系）で既設融通（連系）既設設備を更新および改修した部分は補助対象外
- ③ 電力契約の一需要場所で、個別利用から面的利用とする場合、電気のみでの面的利用（連系）は補助対象外（一需要場所内では、受電設備以降、電気配線により面的利用（連系）が行われているため）

※本資料の考え方は、「再生可能エネルギー由来の熱利用設備、発電設備」には、適用いたしません。

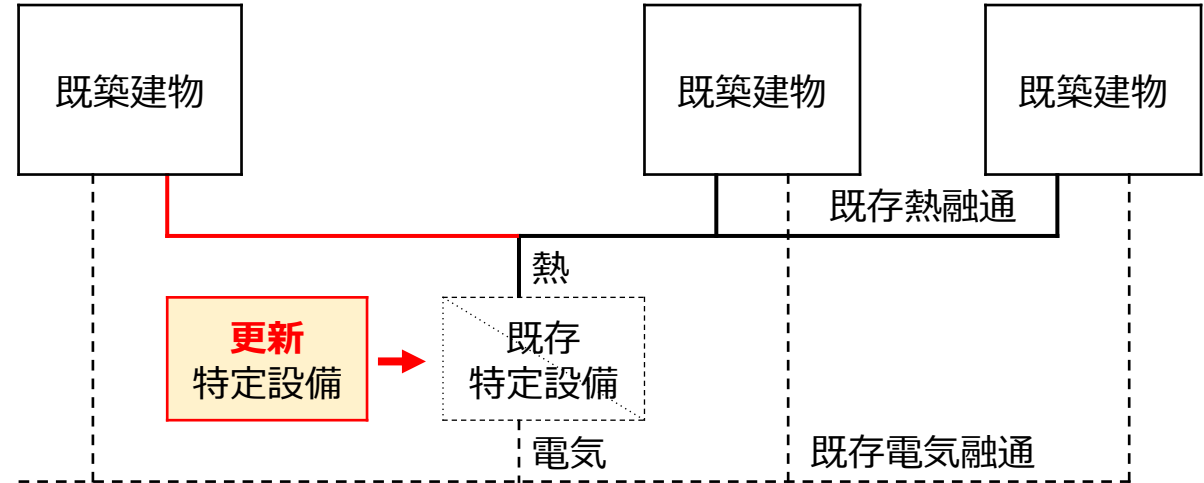
## 特定設備を**更新**する場合の補助対象の考え方

赤線：新設

(例1)



(例2)



### 補助対象外：(例1)

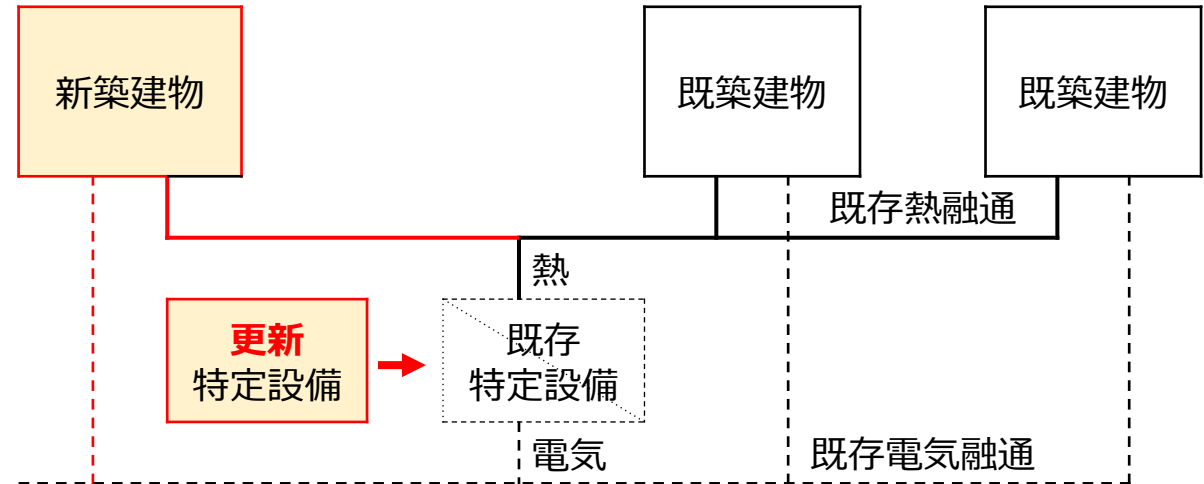
特定設備を単に更新する場合は、面的融通がされていても補助対象外となります。

### 補助対象(一部)：(例2) (例3)

特定設備を更新する場合でも、新たな面的融通が増える場合は、更新による特定設備の年間エネルギー供給量の増分に相当する特定設備の設備費と、新たに敷設の面的融通のインフラが補助対象となります。

※同一敷地内など電力契約の一需要場所では、もともと電気の融通は行われているので、新たな熱の融通が必須となります。

(例3)



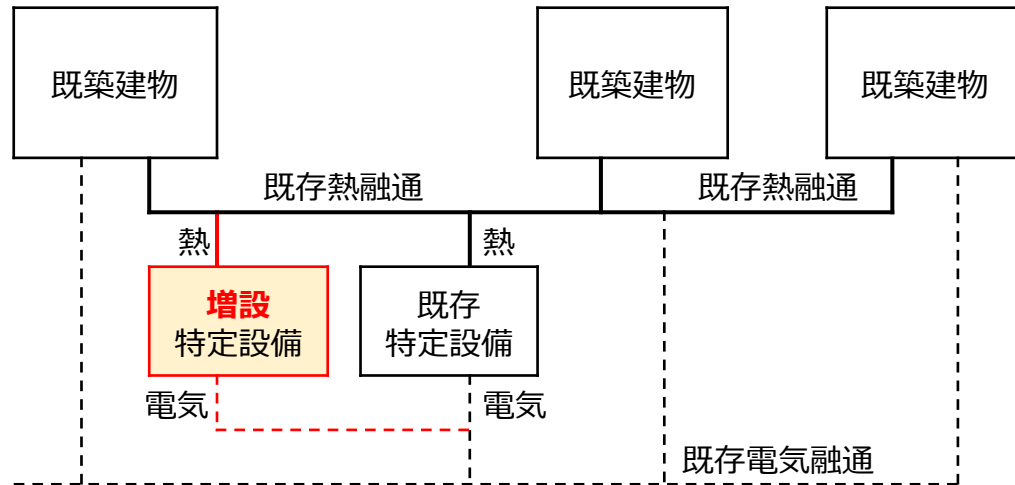
更新した特定設備の補助対象設備費 (新たな面的融通が増える場合)

= (更新した特定設備の設備費) × ( (更新による特定設備の年間エネルギー供給量の増分) / (更新後の特定設備の年間エネルギー供給量) )

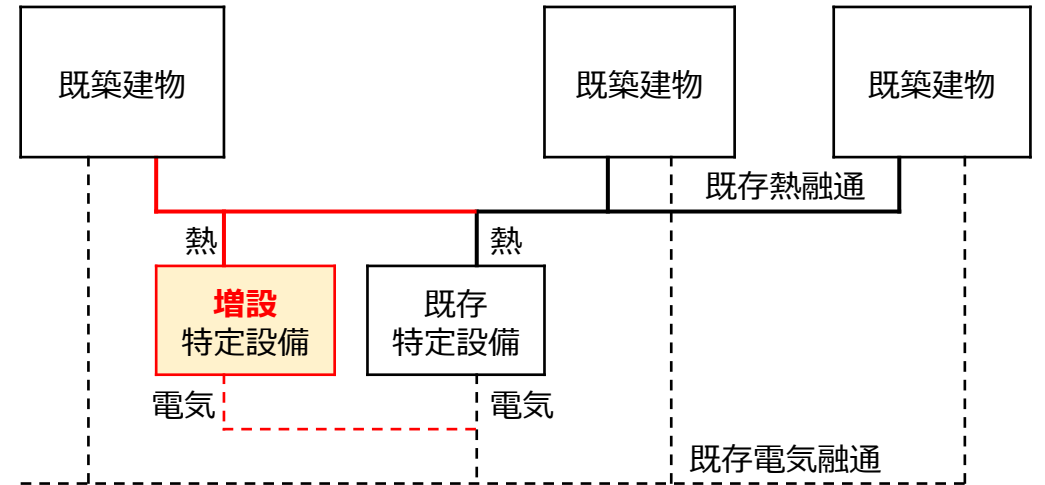
# 特定設備を増設する場合の補助対象の考え方

赤線：新設

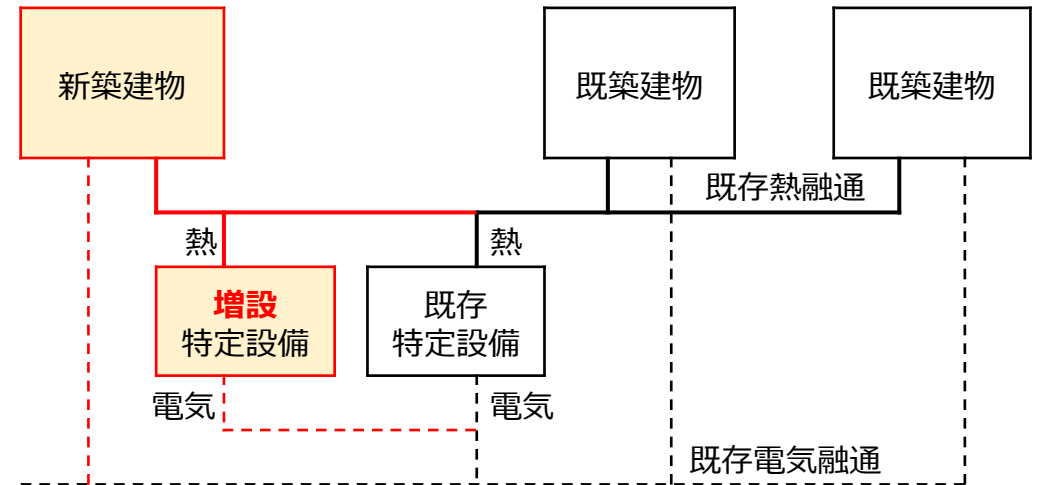
(例1)



(例2)



(例3)



既存建物に対して**特定設備を増設**する場合も、熱もしくは電気の面的融通が新設あるいは増設される必要があります。

**補助対象外**：(例1)

新たな面的融通が認められないので、特定設備も補助対象外です。

**補助対象になり得る**：(例2) (例3)

増設した**特定設備の一部もしくは全部の設備費**と、新たに敷設の面的融通のインフラが補助対象となります。

※同一敷地内など電力契約の一需要場所では、もともと電気の融通は行われているので、新たな熱の融通が必須となります。

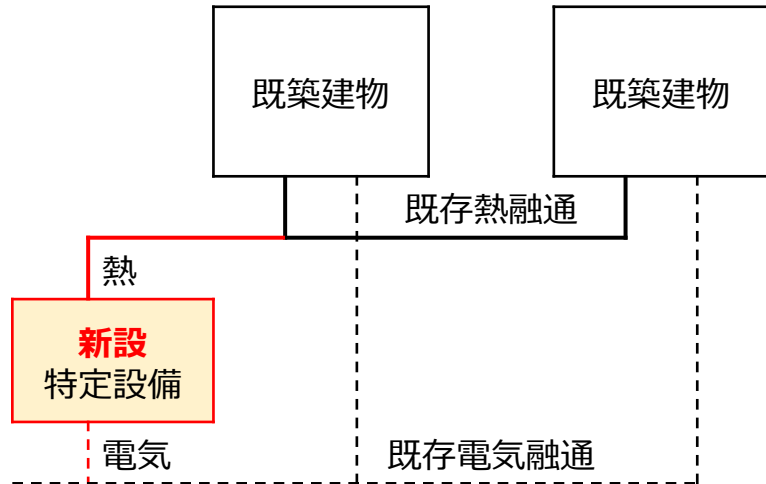
増設した特定設備の補助対象設備費 (新たな面的融通が増える場合)

$$= (\text{増設した特定設備の設備費}) \times \left( \frac{\text{全特定設備の年間エネルギー供給量の増分}}{\text{増設した特定設備の年間エネルギー供給量}} \right)$$

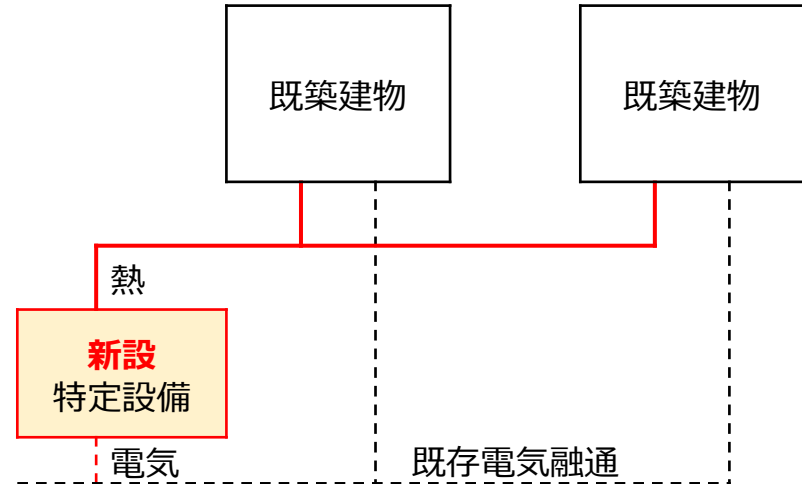
# 特定設備を**新設**する場合の補助対象の考え方

赤線：新設

(例1)



(例2)



既存建物に対して**特定設備を新設**する場合も、熱もしくは電気の面的融通が新設あるいは増設される必要があります。

**補助対象外：** (例1)

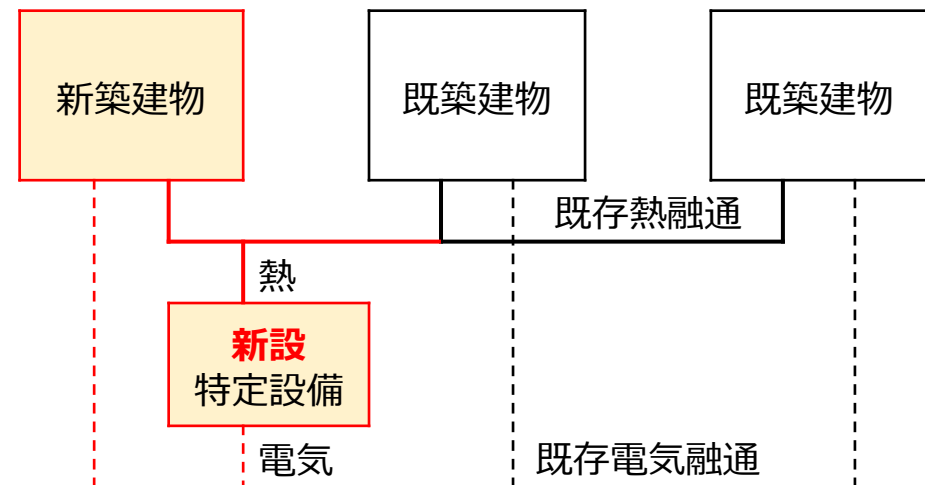
新たな面的融通が認められないので、特定設備も補助対象外です。

**補助対象：** (例2) (例3)

特定設備と新たな融通インフラが補助対象となります。

※同一敷地内など電力契約の一需要場所では、もともと電気の融通は行われているので、新たな熱の融通が必須となります。

(例3)



# 提出資料

設備更新等を含む事業を申請する場合は、以下の内容を記載した資料(A4サイズ)を添付して下さい。

## (記載例)

・設備更新を含む場合の設備費における補助対象経費の考え方

	①更新前	②更新後	② - ①
熱供給量[GJ]	1,000	1,500	
電気供給量[GJ]	0	3,000	
合計	1,000	4,500	3,500

※再生可能エネルギー由来の熱利用設備、発電設備による供給熱量は、除くこと。

※電気供給量は、熱量換算。

費目	A : 設備更新にか かわる設備費	B = (① - ②) / ②	補助対象経費 (A×B)
設備費[円]	100,000,000	3500/4500	77,777,777

※再生可能エネルギー由来の熱利用設備、発電設備に係る費用は除くこと。